

登録業者に対する指名停止について

対象業者名	株式会社杉野建設工業 代表取締役 杉野 公郎 豊橋市神野新田町字ワノ割 107
指名停止理由	対象業者の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の除外事由がないにもかかわらず、廃棄物の焼却を行い罰金刑が確定した。また、このことが法第 15 条の 3 第 1 項第 1 号で準用する法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する欠格要件に該当し、産業廃棄物処理施設の設置許可の取消しの行政処分を受けたため。
経緯	対象業者の役員が、法の除外事由がないにもかかわらず、廃棄物の焼却を行い、令和2年4月9日に罰金刑が確定した。また、このことが法第15条の3第1項第1号で準用する法第14条第5項第2号ニに規定する欠格要件に該当するため、豊橋市長（環境部廃棄物対策課）から令和2年6月11日付けで産業廃棄物処理施設の設置許可の取消しの行政処分を受けた。
指名停止の適用根拠	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第 2 条第 1 項に基づく別表第 10 項第 2 号及び第 11 項第 2 号 指名停止措置要領別表 （建設業法その他の業務関連法令違反行為） 10 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が建設業法その他の業務に関連する法令違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上 12 か月以内 (2) (1) 以外のもの 2 か月以上 12 か月以内 11 建設業法その他の業務に関連する法令に違反し、行政処分を受けたとき。 (1) 本市契約に関するもの 行政処分を知った日から 2 か月以上 6 か月以内 (2) (1) 以外のもの 1 か月以上 6 か月以内 同要領第 4 条第 1 項の指名停止期間の特例に基づき別表第 10 項第 2 号の短期である 2 か月とする。 要領第 4 条第 1 項（指名停止期間の特例） 登録業者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
指名停止期間	2 か月（令和 2 年 6 月 13 日～令和 2 年 8 月 12 日）
備考	対象者の登録業種 建設工事 建築一式工事、大工工事、内装仕上工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事